

平成２９年度与党税制改正大綱について

本日、「平成２９年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者のご努力に対し、敬意を表する次第である。

ゴルフ場利用税は、現行制度が維持されることとなった。与党関係者をはじめ関係の首長、地方議会関係者の皆様方のご尽力に感謝申し上げる。

受益者負担の原則に合致し、所在町村にとって極めて重要な財源であるゴルフ場利用税が、将来にわたり確実に堅持されるよう、今後も全力で取り組む決意である。

また、本会が長年求めてきた全国森林環境税の創設については、「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成３０年度税制改正において結論を得る」と明記された。

これは、我々町村の悲願実現に向けて大きな前進であり、大綱の取りまとめに際し多大な努力を傾けられた与党関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

車体課税に係るエコカー減税等の延長に際して、非課税や減税の対象となる燃費基準が引き上げられるなど、地方財政に配慮いただいたものとなっており、評価できる。

一方、町村の重要な基幹税である固定資産税の償却資産課税に関し、我々は、昨年来、国の経済対策の一環としての減税措置は行うべきではないと主張してきた。今回、昨年導入された特例減税措置の対象が限定的に一部拡大されることとなったが、なし崩しの対象拡大や期間延長により基幹税たる固定資産税の根幹が揺らぐことはあってはならない。

この点については、「３年間の時限措置として機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置についてはその期限の到来をもって終了する」と明記されたところであり、期限到来時には大綱の記述どおり、確実にこの特例措置を終了させることを強く求めるところである。

平成28年12月8日

全国町村会長
藤原忠彦